

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を
 改正する省令（案）新旧対照表

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年
 厚生労働省令第十四号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一〇二十一 (略) (削除) (削除) 二十七〇三十八 (略) (削除) (削除) 三十九〇四十八 (略)</p>	<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一〇二十一 (略) 二十二 (四〇エチルナフタレン一一一イル) (一一一ペ ンチル一一一H一一インドール三一一イル) メタノン及び その塩類 二十三 (四〇エチルナフタレン一一一イル) (一一一メ チル一一一ペンチル一一一H一一インドール三一一イル) メタノン及びその塩類 二十四〇二十八 (略) 二十九 (四〇クロロナフタレン一一一イル) (一一一ペ ンチル一一一H一一インドール三一一イル) メタノン及び その塩類 三十〇四十一 (略) 四十二 ナフタレン一一一イル「一一一(ペント一一一四一エ ン一一一イル)一一一H一一インドール三一一イル」メタ ノン及びその塩類 四十三 五一一「三一一(一一一ナフトイル)一一一H一一インド ール一一一イル」ペンタンニトリル及びその塩類 四十四〇五十三 (略)</p>

(削除)

(削除)

四十九 (略)

(削除)

五十～五十二 (略)

(削除)

五十三～五十五 (略)

(削除)

五十六～五十九 (略)

(削除)

(削除)

六十～六十六 (略)

(削除)

五十四 「一―(五―フルオロペンチル)―一H―イン

ドール―三―イル」(ナフタレン―一―イル)メタノ
ン及びその塩類

五十五 「一―(五―フルオロペンチル)―一H―イン
ドール―三―イル」(四―メチルナフタレン―一―イ
ル)メタノン及びその塩類

五十六 (略)

五十七 (一―ヘキシル―一H―インドール―三―イル

) (ナフタレン―一―イル)メタノン及びその塩類

五十八～六十 (略)

六十一 (一―ペンチル―一H―インドール―三―イル
) (四―プロピルナフタレン―一―イル)メタノン及
びその塩類

六十二～六十四 (略)

六十五 (四―メチルナフタレン―一―イル)「一―(

ペント―四―エン―一―イル)―一H―インドール―
三―イル」メタノン及びその塩類

六十六～六十九 (略)

七十 (二―メチル―一―プロピル―一H―インドール

―三―イル) (ナフタレン―一―イル)メタノン及び
その塩類

七十一 (二―メチル―一―ペンチル―一H―インドール

―三―イル) (ナフタレン―一―イル)メタノン及
びその塩類

七十二～七十八 (略)

七十九 一―(四―メトキシナフタレン―一―イル) (

一―ペンチル―一H―インドール―三―イル)メタノ
ン及びその塩類

六十七、七十九 (略)

八十 (一H—インドール—三—イル) (ナフタレン—イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合してない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (四—エトキシナフタレン—一—イル) (一—オクチル—一H—インドール—三—イル) メタノン及びその塩類

ニ (一—オクチル—一H—インドール—三—イル) (四—ペンチルナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

ホ (四—ヘキシルナフタレン—一—イル) (一—オクチル—一H—インドール—三—イル) メタノン及びその塩類

ヘ (一—ヘプチル—一H—インドール—三—イル) (四—ヘキシルナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

ト (四—メトキシナフタレン—一—イル) (一—オクチル—一H—インドール—三—イル) メタノン及びその塩類

八十、九十二 (新設) (略)

第一欄	第二欄
<p>一 直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのいずれかのものに限る。）</p> <p>二 直鎖状アルケニル基（炭素数が五のものに限る。）</p> <p>三 直鎖状アルキル基（炭素数が三から五までのいずれかのものに限る。）の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基</p>	<p>一 直鎖状アルキル基（炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。）</p> <p>二 アルコキシ基（炭素数が一又は二のものに限る。）</p> <p>三 フッ素原子</p> <p>四 塩素原子</p> <p>五 臭素原子</p> <p>六 ヨウ素原子</p>

八十一 (二)メチルーH—インドール—三—イル) (ナフトレン—一—イル)メタノンのインドール環の一位

に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフトレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位並びに当該ナフトレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神

(新設)

薬

ハ (二―メチル―ヘプチル―H―インドール―
 三―イル) (四―ペンチルナフタレン―イル) メ
 タノン及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
一 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から七まで (当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあつては、三又は四) のいずれかのものに限る。) 二 炭素数が八の直鎖状アルキル基 (当該ナフタレン環の四位に炭素数が二又は三の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る。) 三 炭素数が五の直鎖状アルケニル基 (当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。) 四 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から五まで	一 直鎖状アルキル基 (炭素数が一から六までのいずれかのもに限る。) 二 アルコキシ基 (炭素数が一又は二のものに限る。) 三 フッ素原子 四 塩素原子 五 臭素原子 六 ヨウ素原子

(当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあつては、三又は四)のいずれかのものに限る。)の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基

八十二 (略)

九十三 (略)